

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八潮市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県 八潮市長

公表日

令和5年9月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、介護保険被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料関係(賦課、減免)、要介護認定及び保険給付に関する事務を行う。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者資格管理に関する事務 (住民異動情報、資格異動、被保険者証交付、住所地特例者把握、適用除外施設入所者把握等) 介護保険料の賦課に関する業務 (保険料賦課、特別徴収依頼、保険料更正、納入通知書・納付書発行、口座振替依頼、代理納付額通知、申請受付、減免・猶予管理等) 介護保険料の徴収に関する業務 (保険料収納、還付・充当確認、申請受付、充当、支払依頼、納付証明書発行等) 介護保険料滞納管理に関する業務 (滞納者保険料督促、滞納保険料催告、収納交渉、滞納処分等) 要介護等認定に関する業務 (申請受付、給付制限判定、訪問調査、意見書作成、一次判定、二次判定、給付制限決定、認定結果通知等) 受給者管理に関する業務 (認定更新勧奨、申請受付、申請要件審査、申請内容決定、減免証交付、受給資格喪失管理、異動連絡等) 介護保険給付管理に関する業務 (現物給付実績受付、高額計算、高額勧奨、申請受付、支給要件審査、支給決定通知、支払依頼、給付費通知等) 統計・報告に関する業務 (事業統計報告(月報・年報)、認定状況報告、介護保険事業従事者への必要な情報開示、生活保護・障害者福祉業務への認定情報及び給付情報の提供等)
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 介護保険システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第1の68の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>番号法 第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」※が含まれる項 (別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108及び117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 (別表第2の95の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」及び「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 (別表第2の93及び94の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条及び第59条の2の3</p> <p>(命令における情報照会の根拠) 第46条及び第47条</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>健康福祉部 長寿介護課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>長寿介護課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>八潮市健康福祉部長寿介護課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月5日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月15日	令和3年6月28日	事後	
令和3年7月5日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月15日	令和3年6月28日	事後	
令和3年7月5日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第2	番号法 第19条第8号 別表第2	事前	当該の法令の変更は、令和3年9月1日以降のものとなる。
令和3年7月5日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」※が含まれる項 (別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94及び108の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 (別表第2の95の項) (別表第2における情報照会の根拠) (略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条及び第55条 (命令における情報照会の根拠) (略)	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」※が含まれる項 (別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108及び117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 (別表第2の95の項) (別表第2における情報照会の根拠) (略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条及び第59条の2の3 (命令における情報照会の根拠) (略)	事後	
令和3年7月5日	Ⅳ開示請求、問合せ 2特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	八潮市企画財政部企画経営課	八潮市健康福祉部長寿介護課	事後	
令和4年6月24日	I関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	長寿介護課長 神原 淳一	長寿介護課長	事後	
令和4年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月28日 時点	令和4年6月24日 時点	事後	
令和4年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 1取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月28日 時点	令和4年6月24日 時点	事後	
令和5年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月24日 時点	令和5年7月19日 時点	事後	
令和5年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 1取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月24日 時点	令和5年7月19日 時点	事後	
令和5年7月20日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	八潮市総務部総務人事課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	事後	
令和5年7月20日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」※が含まれる項 (別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108及び117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 (別表第2の95の項) (別表第2における情報照会の根拠) (略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条及び第59条の2の3 (命令における情報照会の根拠) (略)	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」※が含まれる項 (別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108及び117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 (別表第2の95の項) (別表第2における情報照会の根拠) (略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条及び第59条の2の3 (命令における情報照会の根拠) (略)	事後	